

年金あれこれ

今は、どうしても国民年金保険料が納められない・・・

そんなときは、まずご相談ください！

保険料の「免除制度」があります

保険料を納めるのが困難なときは、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」があります。平成18年7月より多段階免除制度が始まりました。保険料の免除される額は「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」と4つの区分があります。

全額納付		(保険料月額： 14,100円)
全額免除		(納付なし)
4分の3免除	4分の1納付	(保険料月額： 3,530円)
半額免除	半額納付	(保険料月額： 7,050円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険料月額： 10,580円)



どの免除に該当するかは、前年所得により基準が定められています。

また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます。(免除を申請する日の年度または、その前年度に失業したかたが対象です。) 免除は、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。老後の年金額を計算する際に、保険料の免除を受けていた期間は保険料を納めた期間と比べて、それぞれ減額されて算入されます。

【参考：老齢基礎年金の計算式】

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を全額免除された月数} \times \frac{1}{3} + \text{保険料を4分の3免除された月数} \times \frac{1}{2} + \text{保険料を半額免除された月数} \times \frac{2}{3} + \text{保険料を4分の1免除された月数} \times \frac{5}{6}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (月)}}$$

ただし、減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間としても数えられず、老後の年金額にも反映されません。免除を認められたときは、必ず保険料を納めましょう。

また、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であればあとから納めること(追納)ができますので、満額の年金に近づけるためにも是非ご利用ください。免除を受けるためには、毎年申請が必要です。

保険料納付を忘れずに・・・納めてがっちり国民年金



狂犬病予防注射のお知らせ



月日	集合場所		月日	集合場所			
6月11日(月)	日ノ出	日ノ出第1集会所前	9:30~9:40	6月12日(火)	松岡	松岡地域センター前	9:30~9:40
	松岡	松岡第3会館前	9:45~9:50		菊野	西本 護宅前	9:45~9:50
	北原	北原第3集会所前	9:55~10:00		西和	西和7線	9:55~10:00
	菊野	北原交流展示館前	10:05~10:10			池澤和成宅前	10:05~10:10
		菊野10線8号	10:30~10:40			西和11線バス停前	10:15~10:25
	三和	三和地域センター駐車場	10:50~11:00			西和第4会館前	10:30~10:40
		三和14線8号	11:05~11:10		福原	牧 幸雄宅前	10:50~10:55
		三和第1集会所前	11:15~11:20			牧 英太郎宅前	11:00~11:05
	川西	16線4号	11:30~11:40			牧 豊宅前	11:10~11:15
	東町	東町地域センター前	13:30~13:40		川西	石田利雄宅前	11:45~11:55
	東丘	三本木三男宅前	13:40~13:45			川西18線6号	13:30~13:35
	朝日	朝日集会所前	13:50~13:55		中和	中和第6集会所	13:40~13:50
	塩狩	塩狩峠記念館前	14:05~14:10			中和小学校前	13:55~14:00
	三笠	藤原ボデー前	14:25~14:35		南丘	大石 宰宅前	14:10~14:15
	日ノ出	前野宅前	14:50~14:55		中和	中和20線2号	14:20~14:25
	大成	脇沢幸男宅前	15:00~15:05				
大成寿の家前		15:05~15:15					
5区	公民館前	15:25~15:30					
6区	もみじ集会所前	15:35~15:45					
9区	若草集会所前	15:50~16:00					
三笠	三笠児童館前	16:10~16:20					
11区	三笠地域センター前	16:30~16:40					
8区	役場裏側駐車場	17:00~18:00					

狂犬病予防注射を受けましょう！！

世界で年間3万から5万人が狂犬病で亡くなっています。昨年、日本でも海外旅行先で犬にかまれ、帰国後死亡する事故が起きております。狂犬病予防注射で人も犬の命も守りましょう。

生後91日以上の犬を飼われているかたは、生涯一回の犬の登録と毎年4月~6月の間に必ず狂犬病予防注射を受けなければなりません。

犬を登録していない方は、狂犬病予防注射を受けるとき又は、役場住民課で登録をしてください。登録済のかたへは個別にご案内をします。

狂犬病予防注射は上記の日程で集合注射を行い、次の料金がかかります。注射料金 3,040円/登録料 3,000円(新規登録の犬のみ)

犬の死亡、失そう、譲り渡しなどで現在飼われていない方、又所有者の住所・氏名に変更があった場合は役場住民課まで届け出てください。

町外の動物病院で狂犬病予防注射を実施された方は、注射済票を交付しますので動物病院で発行された注射済証を持って役場住民課までお越しください。